

佐賀県訓令甲第8号

本 庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成28年訓令甲第7号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年10月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第3（第4条、第5条関係）					別表第3（第4条、第5条関係）				
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略					略				
さが創生推進課	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に関する事務	略			さが創生推進課	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に関する事務	略		
さが創生推進課	<u>地域住民の生活に必要な移動手段の確保に関する事務</u>			<u>地域住民の生活に必要な移動手段の確保に関する事務を処理すること</u>					
さが創生	<u>自家用有償旅客運送に</u>			<u>道路運送法に</u>					

改正前				改正後		
推進課	関する事務					
				有償旅客運送に関する事務を処理すること		
さが創生推進課	むしろこれから鹿島・太良プロジェクトに関する事務	略		さが創生推進課	むしろこれから鹿島・太良プロジェクトに関する事務	略
略				略		
交通政策課	交通政策に関する事務	略		交通政策課	交通政策に関する事務	略
交通政策課	運転代行業に関する事務					
				自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく運転代行業に関する事務を処理すること		
交通政策課	鉄道に係る施策の企画及び調整並びに鉄道沿線地域の振興に関する	略		交通政策課	鉄道に係る施策の企画及び調整並びに鉄道沿線地域の振興に関する	略

改正前			改正後			
	事務（他課の分掌する事務に関する部分を除く。）			事務（他課の分掌する事務に関する部分を除く。）		
交通政策課	新幹線に関する事務	略	交通政策課	新幹線に関する事務	略	
			<u>地域交通システム室</u>	<u>地域交通システムに関する事務</u>		<u>地域交通システムに係る施策の実施方針及び実施計画に関すること</u>
			<u>地域交通システム室</u>	<u>自家用有償旅客運送に関する事務</u>		<u>道路運送法に基づく自家用有償旅客運送に関する事務を処理すること</u>
			<u>地域交通システム室</u>	<u>運転代行業に関する事務</u>		<u>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく運転代行業に関する事務を処理すること</u>

改正前				改正後			
港湾課	港湾の整備及び管理に関する事務	略		港湾課	港湾の整備及び管理に関する事務	略	
略				略			
文化課	佐賀県立宇宙科学館に関する事務	略		文化課	佐賀県立宇宙科学館に関する事務	略	
文化課				文化課	佐賀の復権に関する事務		佐賀の復権に関する事務を処理すること
文化財保護・活用室	文化財の保護及び活用に関する事務		1～11 略	文化財保護・活用室	文化財の保護及び活用に関する事務	佐賀県文化財保護審議会への諮問に関すること	1～11 略
文化財保護・活用室	銃砲刀剣類の審査登録に関する事務	略		文化財保護・活用室	銃砲刀剣類の審査登録に関する事務	略	
略				略			

附 則

この訓令は、令和6年10月31日から施行する。